

# Hazard 避難所

「Hazard」は、地震や風水害などの災害発生時に被災者が利用する避難所や避難場所などの避難所施設を、各自治体が公表している情報を収集して独自調査して作成した、日本全国約176,000件のデータベースです。

日本初となる全国の避難所情報を提供する「Hazard」は、カーナビゲーション、携帯電話&スマホ向けアプリ、または各種防災システムなどと連携することにより、通勤や出張時、または旅行時など自宅周辺以外の避難所情報を必要とされるユーザーに対応可能な本格的防災コンテンツです。

## Hazard ご利用イメージ



画面上の避難所の位置・属性は、2015年版のデータを使用した架空のものです。  
(背景の道路等はRoad等を使用しています。)

## 適用分野

- GIS（地理情報システム）における防災システム搭載用データベースとして
- カーナビゲーションのランドマークとして
- 各種メディアおよび携帯電話&スマホ用アプリでの防災関連サービス用データベースとして
- ※ 背景地図（周辺道路、鉄道等）データは別途 Road、Road+等をご購入下さい。

## データベース仕様概略

- ① ファイル形式  
MS-DOS CSVテキスト形式  
Shape 形式

- ② 収録対象

災害対策基本法（災対法）において規定されている以下の拠点種別に分類された避難施設

拠点種別		説明
避難所	指定避難所	自治体が、居住者・被災住民等を一時的に滞在させるために指定する施設。
	福祉避難所	避難所のうち、高齢者、障害者、乳幼児（その保護者を含む）などの要配慮者を滞在させるための施設。
	その他	上記に当てはまらない施設（※）
避難場所	指定緊急避難場所	自治体が指定もしくは認可した避難場所。一時避難場所などで呼称されている施設を含む。
	広域避難場所	避難場所のうち、自治体が広域もしくはそれに類する用語で指定している避難場所。
	津波避難ビル	津波浸水予想地域内において、緊急避難・退避する施設をいい、自治体が津波避難ビルもしくはそれに類する用語で指定している施設。（※）
	その他	上記に当てはまらない施設（※）
給水地点		給水地点として単独で指定されている施設 （避難所、避難場所に併設されている場合を含まない）

※ 津波避難ビルについては、現在データは挿入されていません。（2017年度整備予定）

※ 「その他」で指定されている施設は、「自治体呼称 拠点種別」にて内容をご確認ねがいます。

※ 当データベースは、公表されている資料を元に独自調査して収集した、避難所の名称、位置座標や形状、及び住所、電話番号等の属性情報を記載しております。必ずしも現存する全ての避難所、また各避難所の全ての属性情報を収録しているわけではありません。

- ③ 収録件数  
約 176,000 件

- ④ 調査時期  
2021年5月～7月（年1回更新：毎年10月末頃リリース）

※ 当データベースは、調査時点における情報内容を取りまとめたものであるため、公表時点の差などにより、他の機関から公表されている情報内容と差異がある場合があります。

⑤ 座標精度  
1/25,000

※ 大縮尺（1:1000、1:2500等）の地図データと重ねあわせを行う場合、位置が多少ずれる可能性があります。

※ 災害は、その種類や規模など多種多様なケースがありますので、必ずしも当データベースで提供する避難場所や避難施設が適しているとは限りません。自治体や地域の防災組織による情報、直面している状況などから、ご利用する方が判断することが前提となります。

## リニューアルの内容

平成25年6月に災害対策基本法が改正され（以下、災対法といいます）、『指定避難所』『指定緊急避難場所』という定義が新たに設定されたことに伴い、本データベースの種別分類をリニューアル致しました。

### 災害対策基本法抜粋

#### 第四十九条の四

市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、**指定緊急避難場所**として指定しなければならない。

#### 第四十九条の七

市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を**指定避難所**として指定しなければならない。

### 災害対策基本法等の一部を改正する法律について 内閣府・消防庁・厚生労働省局長級通知 H25,6,21

#### 2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

##### (1) 指定緊急避難場所の指定

従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなったところである。

このため、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所とを区別するため、市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所としてあらかじめ指定するとともに、その内容を住民に周知しなければならないこととしたものである。

## データ項目一覧

各施設には、以下表の属性項目を収録しております。

No.	項目		Shape 属性名	型 式	備考	
1	拠点 ID		KYOTEN_ID	C	都道府県コード+連番 (7桁)	
2	代表拠点 ID		DAIHYO_ID	C	同上	
3	名称		MEISHO	K		
4	名称 (カナ)		KANA	K	広域避難場所のみ	
5	指定自治体	行政コード	SITEL_CODE	C	自治体コード (5桁)	
6	指定自治体	都道府県名	PREF_NAME	K		
7	指定自治体	市区郡町村名	CITY_NAME	K		
8	所在地	行政コード	PNT_CODE	C	自治体コード (5桁)	
9	所在地	住所	JYUSHO	K		
10	電話番号		TEL	C	ハイフン区切り	
11	拠点 種別	避難所	指定避難所	HNJ_SITEI	I	0: 指定無 1: 指定有 2: 指定有 (推定)
12			福祉避難所	HNJ_FUKUSI	I	
13			その他	HNJ_ELSE	I	
14		緊急避難場 所	指定緊急避難場所	HNB_KINKYU	I	
15			広域避難場所	HNB_KOIKI	I	
16			津波避難ビル	HNB_TUNAMI	I	
17			その他	HNB_ELSE	I	
18	給水地点		KYUSUI_PNT	I	1: 指定有 2: 指定有 (推定)	
19	自治体呼称 拠点種別		KOSHO	K		
20	災害指定有無		SAIGAI	I	0: 災害指定なし 1: 指定あり	
21	個別災害指定	地震	JISHIN	I	0: 指定有 (当該災害時使用不可) 1: 指定有 (当該災害時使用可能) 9: 個別災害指定なし	
22		火災	KASAI	I		
23		風水害	HUSUI	I		
24		津波	TUNAMI	I		
25		高潮	TAKASIO	I		
26		土砂災害	DOSHA	I		
27		その他	SONOTA	I		
28	その他内容		ELSE_TXT	K		
29	高さ (m)		HIGH	F	計算値	
30	収容面積 (㎡)		MENSEKI	I		
31	収容人数 (人)	避難所	NINZU_HNJ	I		
32		緊急避難場所	NINZU_HNB	I		
33	医療拠点		IRYO	I	0: 指定無 1: 指定有 9: :記載無	
34	給水設備		KYUSUI	I	0: 指定無 1: 指定有 9: :記載無	
35	更新日		UPDATE	C	YYYY/MM/DD	

型式凡例 C: 半角文字 K: 全角文字 I: 半角数字 F: 小数点付き半角数字

- ※ Shape ファイル属性名は、属性データファイルのヘッダーとしても記載されています。
- ※ 名称・住所は J I S 第 1・第 2 水準の漢字文字列としています。第 1・第 2 水準以外の漢字が使用されている場合は、類似文字もしくは平仮名にて表現します。
- ※ 当データベースは、公表されている資料を元に独自調査して収集した、避難所の名称、位置座標や形状、及び住所、電話番号等の属性情報を記載しております。必ずしも現存する全ての避難所、各避難所の全ての属性情報を収録しているわけではありません。